

## 1. はじめに

ひとくちに「低開発国」といっても、経済発展の段階は一様でないし、経済体制もしばしば異なる。したがって、具体的には個々の国について問題点の解明分析をすることが望ましいが、低開発国一般にはほぼ共通する問題も十分の重要性をそなえていると思われる所以、本調査では、原則として、低開発国一般を扱うこととする。

そこで問題は、「低開発国」の定義である。統計的処理を広くおこなう便からして、国連諸機関の統計にたよるよりほかないので、ここでは、国連が貿易統計を編さんするさいに用いている「低開発国」の範囲を、そのまま踏襲する。国連は、まず「計画経済国」centrally planned economiesとして、ソ連及び東欧諸国、中華人民共和国、モンゴル人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国を挙げ、続いて「先進国」developed countriesとして、北米の2国、西欧諸国<sup>1)</sup>、オーストラリア、ニュー・ジーランド、日本、南ア共和国を挙げ、残余の諸国をすべて「低開発国」developing countriesと呼んでいる。

なお、「低開発国」を1次産品輸出国と同一視する考え方もあるが、近似的にそのような扱かいのゆるされる場合があるとしても、両者を区別することも大切である。ガットが作成している貿易統計で、「1次産品依存国」対「工業国」の対比がなされるさい、前者には「先進国」の中に数えられるオーストラリアやニュー・ジーランドが含まれるのである。

## 2. 低開発国貿易の動態、1950~1960

低開発国群からの輸出は、世界輸出総額のうち、どの程度の割合を占めているか。また、その割合は、どのように変化してきたか。

国連推計<sup>2)</sup>によれば、その割合は1950年に30.0%であったのが、1960年には20.4%にまで下がっている。低開発国からの輸出を、先進国向け、計画経済国向け、

1) 統計によっては、ユーゴスラヴィアを入れたのもあれば入れないのである。ギリシャ、スペイン、ポルトガルは「先進」西欧諸国の中に数えられる。なお、トルコについては、これを「先進国」の範疇に加えた統計もあれば、またそうでないものもある。

低開発国間というふうに分けると、そのそれが世界輸出総額の中で占める割合は、次のとおり<sup>3)</sup>

|         | 1950  | 1960  |
|---------|-------|-------|
| 先進国向け   | 19.3% | 15.0% |
| 計画経済国向け | 1.0%  | 1.0%  |
| 低開発国間   | 8.2%  | 3.9%  |

低開発国間の貿易が特に顕著な相対的縮少をみせていることが分る。

相対的分け前がこのように減っているということは、増加率の低調を物語るものでもある。1950年と1960年の間、世界輸出の総量(1955~60年平均価格表示)は年率6.4%ずつふえているのに対し、低開発国からの輸出量は、その間3.6%ずつしかふえていない<sup>4)</sup>。1950年代の低開発国の国民総生産合計が年率4.65%の速さでふえたと推定されている<sup>5)</sup>のに対し、輸出量の伸びがそれを下回っていることは、たしかに問題をはらむものと云わざるをえない。

低開発国の輸出を、商品グループ別に見た場合、1950年代の動態はどのような変化を見せているであろうか。

1950年代初期については、統計資料が必ずしも十分に整備されていないので、10年間の動態を正確にえがきだすことができない。そこで、一貫した統計比較の可能な1955~61年の7年間につき調べてみると、総計は236.7億ドルから276億ドルにと、16.6%の増加でしかも、内訳では、1次産品が14.3%の増加、2次製品が31.2%の増加を示している。1次産品の内訳では、食料飲料及びタバコが4.3%の増加、原料品が5.7%の増加、燃料が37.3%の増加で、先進国からの輸出総計がこの間50.5%ふえたことを思うと、停滞の色が濃いのである。以上のような変化で、低開発国輸出の構成に

2) United Nations, *World Economic Survey 1962*, I. The Developing Countries in World Trade, 1963, p. 3, Table 1-3 参照。以下、この資料はWES 1962(I)と略称する。

3) WES 1962(I), p. 3, Table 1-3 より計出。以上の分類にはっきりと分けられない輸出があるため、この百分比の合計は、さきの総括数字とは一致しない。

4) WES 1962(I), p. 1, Table 1-1.

5) WES 1962(I), p. 5.

多少のシフトが見られはしたもの、1次産品が全体の中で占める比率は、1955年の86.7%から1961年の85.0%に下がった程度であって、燃料という特殊の輸出品を除いて考えても、1次産品と2次製品の比率は、4対1の線からほとんど動いていない<sup>6)</sup>。

### 3. 低開発国国際収支の見とおし

以上見てきたように、1950年代における低開発国貿易の実績は、決して満足すべきものではなかった。国連は1960年代を「開発の10年」と呼び、この間に低開発国の国民所得成長率が平均して年5%に達することをもって、諸施策の目標としている。そのためには、当然、低開発国の輸入は、経済成長につれてふえざるをえないであろうし、その輸入必要額をカバーするために、輸出もふえねばならぬ。輸出が不足するなら、なんらかの方策による外資導入なり援助なりを必要とする。そこで、どこに問題があり、問題の定量的規模がどの程度のものであるかの概要を知るために、低開発国を一まとめにした国際収支の概略表を作成し、最近の実績と将来(たとえば1970年)の見とおしとを比較してみることが望ましい。ただ、実績については、統計数字の正確度だけが問題となるにすぎないが、見とおしについては、いくつかの仮説を導入せざるをえない。仮説のたて方に代案のあることを避けないので、答案はいつもできるわけだが、ここでは国連の推計作業を中心に、問題を検討することとする。

国連作業の前提や仮説は次のとおりである。

- (1) 低開発国は一まとめにし、たとえば「低開発国の輸出」というとき、低開発国間の貿易は計上しない。つまり低開発国群をあたかも1国であるかのごとく取扱う。
- (2) 国連の「開発の10年」の構想にしたがい、その経済成長率は1970年に年率5%に達するよう漸増するものとする。
- (3) 国民総生産にたいする商品群別の輸入性向は、1950年代の実績が、そのまま1960年代にも継続するものとする。これは、商品群別に、弾力性の形で計上してあてはめる。
- (4) 低開発国から先進国への輸出は、先進国の1950年代の経済成長率(年率3.7%)をそのまま1960年代に延長し、同じく1950年代の弾力性係数を使って、1960年代の輸出見とおし額を推計する<sup>7)</sup>。
- (5) 低開発国から計画経済国への輸出にかんしては、ソ連の経済計画数字をもととして、10年間に約2倍に

6) 以上の数字はUnited Nations, *Monthly Bulletin of Statistics*の各号掲載数字から計出。

なるものとする。

(6) 貿易外収支の赤字については、それが商品貿易総額の増加に比例して増加するものとする。

(7) 長期資本の導入や援助については、過去の增加トレンドがそのまま続くものとする。

(8) 価格はすべて年価格であらわすこととし、為替率にも1959年以降変化がないものとする。

以上の前提や仮説のもとにおこなわれた推計の結果は、次のとおりとなる<sup>8)</sup>。(単位は10億ドル)

|          | 1959 | 1970 |
|----------|------|------|
| 商品輸入     | 21   | 41   |
| 1次産品     | (4)  | (9)  |
| 2次製品     | (17) | (32) |
| 商品輸出     | 20   | 29   |
| 先進国向:    |      |      |
| 1次産品     | (17) | (23) |
| 2次製品     | (2)  | (4)  |
| 計画経済国向   | (1)  | (2)  |
| 貿易外収支赤字  | 4    | 8    |
| 経常勘定赤字   | 5    | 20   |
| 資本導入及び援助 | 5*   | 9    |
| ギャップ     | 0    | 11   |

注: \* この数字には短期資本導入純額も計上されている。1970年の見とおし数字は長期資本と援助だけが計上されている。

この推計によれば、1970年には110億ドルの赤字が生ずるが、もちろん実際には国際収支はバランスせざるをえないので、それだけの赤字が短期の借金でカバーできなかぎり、おそらくは輸入を減らし経済成長率のほうをきせいにするよりほかないということになろう。

ここで注目すべきことは、まず第1に、商品輸出の構成が、先進国向けだけについて云うなら、1950年に、1次産品のシェアが89.5%であったのが、1970年に85.2%に減る程度で、あまり大きな変化は見られないという点である。この推計のもとになった先進国による輸入の所得弾力性係数は

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 食料   | 0.76 | 燃料   | 1.40 |
| 農産原料 | 0.60 | 2次製品 | 1.24 |

であるから、低開発国輸出の構造変化は、かなりの程度

7) ただし燃料の輸出については、1950年代の弾力性係数が特殊の事情により2.87という異常に大きな数字となるので、国連のヨーロッパ経済委員会(ECE)が推計した石油の長期需要増見とおし(1959-1980年にかんするもの)をもととして算定しなおし、1.40という係数を使う。

8) WES 1962(I), pp. 5~7 参照。

まで見こまれているのだが、1970年ころまでについて云うかぎり、大したシフトは期待できないであろうことが想像される。更に第2に、貿易外収支の赤字(長期債務にたいする利子支払額が、中でも大きい)が1970年には80億ドルにものぼり、新規の長期資本導入や援助が1950年代における増加トレンドをそのまま続けたとしても、1970年にそれは90億ドルに達する程度で、これは、貿易外収支の赤字と見合うものでしかない、という点が指摘されねばならぬ。

この種の推定数字がきわめて大まかなものでしかないことは争う余地がないが、それにしてもここには、問題の性格とスケールとが浮きぼりにされている。たとえば低開発国輸出の振興策を考えるにあたって、1次産品と2次製品とのいすれに重点をおくかという論議など、1970年までの短期のストラテジーとしては、1次産品の比重のきわどく大きいことを無視するわけにゆかないだろうし、「貿易か援助か」という問題提起にしても、上の表で110億ドルのギャップが生じることを考えると、単純な二者択一的論議をゆるさない性格のものであることが分かる。いすれにせよ、上記のような仮説的大わくを頭においた上で、個々の問題を以下において、より綿密に追求することとしたい。

#### 4. 1次産品輸出の問題点——低開発国の比重

周知のように、低開発国の大部分は1次産品輸出に依存し、しかも多くの場合、モノカルチュアの名で知られているとおり、輸出品目の数も限られているのが普通である<sup>9)</sup>。そのため、「低開発国」と「1次産品輸出国」とは、しばしば同一視されるくらいであるのだが、実際には、1次産品の世界輸出総額のうちで低開発国からの輸出が占める割合は、決してそんなに大きくはない。概略的な数字<sup>10)</sup>でいうなら、そのような割合は、1960年に、1次産品全体について41.5%，そのうち食料については36.4%，農産原料及び鉱石については35.9%，燃料について60.5%という状態である。石油資源にめぐまれている低開発国は限られているから、おしなべての低開発国にかんして云うかぎり、かれらの1次産品輸出は、世界市場に売りにだされるもののうち、約3分の1を占めるのでしかないことがわかる。

その上更に、1次産品でも、各国ごとに自給される分が少なくないわけだから、世界消費を100として、そのうちどれだけが貿易によるものであるかを計算し、更に

その中で低開発国からの輸出がどの程度の比重を占めるかを計算してみると、低開発国による1次産品輸出の本当の比重が分るということができるよう。以下の数字<sup>11)</sup>は、1960-61年の平均について、主な1次産品につき、世界消費金額を100とし、世界貿易の総額や低開発国からの輸出を指数の形であらわしたものである。

|                     | 世界輸出計 | 低開発国からの輸出 |
|---------------------|-------|-----------|
| 茶                   | 83    | 82        |
| ココア                 | 100   | 100       |
| コーヒー                | 100   | 100       |
| 肉類(含罐詰)             | 6     | 1.6       |
| 酪農食料 <sup>(a)</sup> | 27    | 1.2       |
| 砂糖                  | 75    | 61        |
| 果物 <sup>(b)</sup>   | 37    | 16        |
| 小麦                  | 37    | 3.6       |
| タバコ                 | 42    | 18        |
| 羊毛 <sup>(c)</sup>   | 46    | 11        |
| 綿花 <sup>(c)</sup>   | 52    | 27        |
| 皮革                  | 79    | 32        |
| 生ゴム                 | 91    | 91        |
| 植物性油及原料             | 48    | 24        |
| 木材 <sup>(d)</sup>   | 25    | 6         |
| 鉄鉱石及鋼材              | 4.3   | 2.1       |
| 銅(含鉱石)              | 57    | 30        |
| 鉛(含鉱石)              | 48    | 15        |
| 錫                   | 98    | 70        |
| 亜鉛                  | 47    | 13        |
| 以上合計                | 26    | 13        |

註: (a) バター、チーズ、卵の合計。

(b) 乾燥果物を含むが罐詰は含まない。

(c) 世界消費の数字は1960年だけのもの。

(d) 製材木材のみ。

なお世界消費の数字には、ココア、コーヒー及び生ゴムを除いて、計画経済国の消費は含まれていない。ただし世界輸出の数字には、計画経済国の輸出純額を含んでいる。

上の表にあげられた全品目の合計について1953年から1960-61年への変化を調べてみると、世界消費に対する世界輸出の割合は、この間、24.3%から26.2%にふえているのに、低開発国輸出の世界輸出に対する割合は、51.9%から48.6%に減っているのであって、全体としては、低開発国輸出の劣勢を物語っている。

貿易数字だけについては、国連が1950年以降の時期について商品別にきわめて詳細な統計的調査<sup>12)</sup>をおこな

9) Gerda Blau, 前記論文参照。

10) WES 1962(I), p. 61.

11) Bellagio会議において Alfred Maizels 提供の統計数字より計出。

い、上とほぼ同様の結論をみちびきだした。この調査には、世界輸出を数量で示し、そのうち1次産品輸出国の輸出が占める割合が、1950-52年平均を100として1959-61年平均ではどう変化したかを示した指数数字が計算されてあるが、それが100をこえているのは、45品目中10品目だけで、のこり35品目中6品目はもちあい、指数が90をわっているのが13品目ある。すなわち：

|        | 1次産品輸出国の輸出が世界輸出中に占める割合の指數：1950-52を100とした1959-61の数字 | 世界輸出量の指數：1950-52を100とした1959-61の数字 |
|--------|--|-----------------------------------|
| なたね    | 14   | 161                               |
| 綿実及綿実油 | 38   | 232                               |
| 豚肉     | 42   | 208                               |
| 大麦     | 49   | 146                               |
| 大豆及大豆油 | 50   | 398                               |
| ラード    | 64   | 154                               |
| 牛脂     | 70   | 254                               |
| 固体燃料   | 74   | 94                                |
| オリーブ油  | 77   | 156                               |
| 亜麻種及同油 | 80   | 114                               |
| 米      | 81   | 138                               |
| 小麦     | 82   | 161                               |
| 鉛鉱石    | 88   | 174                               |

以上13品目であって、植物性油及原料と穀類が、このリストの中では目立っている。なお綿花については、世界輸出量の指數が136を記録しているのに対し、1次産品輸出国の輸出が世界輸出の中で占める割合の指數は91であって、綿花の輸出は、工業国のはうが伸び方が大きい。この調査では、「1次産品輸出国」という概念が使われていて、北米、西欧、日本、計画経済国を除いたその他すべての国が一括されているため、「低開発国」の概念とは必ずしも一致しない。しかし、大勢を知るためにには、支障はないものとみて差支えなかろう。

以上の統計によって明らかにおり、1次産品輸出に頼ることの多い低開発国が、1次産品の世界輸出の中で約3分の1しか占めることができず、しかもその割合は、1950年代をとおして漸減傾向にあることが知られる。1次産品については、おしなべて、所得弾力性が低いといわれるのだが、上の表でも見るとおり、すくなくとも世界輸出量については、上記の約10年間に、大部分の品目がかなり顕著な増加を記録しているのであって、低開発国輸出の停滞は、他の理由によって説明されるよりほかない。

12) United Nations, *Commodity Survey 1962, 1963*, pp. 39~57.

## 5. 1次産品輸出の問題点——その市場条件

一口に1次産品といっても、そのすべてが同じ市場条件をもっているわけではない。なかには、コーヒー・ココアのように、熱帯地域の低開発国が独占的に供給しているものもあり、他方では、綿花や穀類のように、温帯地域先進国と競争関係にあるものもある。また、たとえコーヒー・ココアのような独占商品でも、輸入国のはうで関税や国内税をかけて値段を高くし、それだけ消費量をおさえているものもある。そこで、低開発国を一括したばあいの1959-61年平均輸出額をつかい、市場条件別に分類してみると、ほぼ第1表のとおりとなる。市場条件としては、次の事項を特にとりあげる。

- (1) 温帯先進国からの輸出と競争関係にあるもの。
- (2) 輸入国側の農業保護措置と対決せねばならぬもの。
- (3) 代替合成物資と競争せねばならぬもの。
- (4) 原料対1次加工品で関税差の存するもの。
- (5) 高率の国内間接税等に影響されるもの。

そのほかにも、特恵待遇の対象となっていて一部または大多数の低開発国が不利な地位におかれているものもあるが、区別けの仕方が複雑になるので、第1表では計算していない。以上の市場条件区分は、いうまでもなく相互排除的なものではなく、たとえば植物性油や羊毛の場合など、(1)から(4)までのいずれにも該当する。したがってまた、各市場条件ごとの合計額を更に合計した金額は、延輸出額の形をとっていて、実際の輸出額の2.5倍に達する。

さて第1表において顕著なことは、原料対1次加工の関税差に当面している商品が、全体の7割以上を占めているという事実である。これは、たとえばココア豆については無税のフランスがココア・バターにたいしては25%の関税を課しているとか、大豆については10%の関税である日本が、大豆油にたいしては20%の関税を課しているような関税差を指すのであって、多くの商品について、このような関税差は、現在、普遍的事実となっている。なかでも、熱帯産の食料飲料は、その多くが低開発国の特産品であって、それを1次加工の形で輸出することにたいし先進輸入国が関税障壁を一段と高くしているという事実は、低開発国にとって一ぱんやりやすい粗工業の発展を困難にしていることを意味し、貿易促進問題の1焦点がここに存していることを示唆している。

問題の熱帯産食料飲料(コーヒー、ココア、砂糖、植物性油、米)について、いま一そう詳しく調べてみると、世界輸出全体のなかでの低開発国輸出<sup>13)</sup>の割合は、1960

第1表 低開発国からの1次産品輸出とその市場条件(石油を除く)

(単位: 億ドル)

|         | 輸出額<br>(59-61<br>平均) | 温帯先進<br>国からの<br>輸出と競<br>争関係に<br>あるもの | 輸入国側<br>の農業保<br>護措置と<br>対決せね<br>ばならぬ<br>もの | 代替合成<br>物資と競<br>争せねば<br>ならぬも<br>の | 原料対 1<br>次加工品<br>で関税差<br>の存する<br>もの | 高率の國<br>内間接税<br>等に影響<br>されるも<br>の |
|---------|----------------------|--------------------------------------|--|-----------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 農産原料    | 33                   | 14                                   | 4  | 31                                | 29                                  |                                   |
| ゴム      | 13                   |                                      |  | 13                                | 13                                  |                                   |
| 綿花      | 10                   | 10                                   |  | 10                                | 10                                  |                                   |
| 羊毛      | 4                    | 4                                    | 4  | 4                                 | 4                                   |                                   |
| ジュート    | 2                    |                                      |  | 2                                 | 2                                   |                                   |
| その他     | 4                    |                                      |  | 2                                 |                                     |                                   |
| 熱帶産飲料果物 | 33                   |                                      |  | 24                                | 33                                  |                                   |
| コーヒー    | 19                   |                                      |  |                                   | 19                                  | 19                                |
| 茶       | 6                    |                                      |  |                                   |                                     | 6                                 |
| ココア     | 5                    |                                      |  |                                   | 5                                   | 5                                 |
| バナナ     | 3                    |                                      |  |                                   |                                     | 3                                 |
| 熱帶産食料   | 24                   | 24                                   | 24   | 11                                | 24                                  | 12                                |
| 砂糖      | 12                   | 12                                   | 12   | 11                                | 12                                  | 12                                |
| 植物性油    | 11                   | 11                                   | 11   |                                   | 11                                  |                                   |
| 米       | 1                    | 1                                    | 1  |                                   | 1                                   |                                   |
| 温帯産食料   | 14                   | 14                                   | 14   |                                   | 4                                   |                                   |
| 非鉄金属    | 12                   | 6                                    | 6  | 12                                | 6                                   |                                   |
| 鉱石類     | 11                   | 5                                    | 5  | 11                                | 5                                   |                                   |
| 煙草      | 5                    | 5                                    |  |                                   | 5                                   | 5                                 |
| 合計      | 132                  | 68                                   | 53   | 65                                | 97                                  | 50                                |

出所: Gerda Blau, 前掲資料。

年前後において

|            | %   |
|------------|-----|
| コーヒー       | 100 |
| ココア        | 100 |
| 砂糖         | 80  |
| 植物性油       |     |
| 大豆及同油      | 2   |
| 綿実及同油      | 25  |
| なたね及同油     | 3   |
| 落花生及同油     | 90  |
| 胡麻         | 95  |
| オリーブ油      | 25  |
| 亜麻仁及同油     | 55  |
| コブラ及ココナット油 | 96  |
| やし油        | 97  |
| 米          | 62  |

といった状況で、大豆、なたね、綿実、オリーブ油を別とすれば、低開発国輸出の割合は圧倒的に大きい。しかし問題は、先進輸入国が、一方では、どのような国内保護措置を設けて輸入を抑えているか(上記市場条件の

13) United Nations, *Commodity Survey 1962*, pp. 42~57 の表より摘出。年ごとの変動が多少あるので、1960 年を中心とし前後 3 年の数字を平均することを原則とした。なお、この資料では「1 次産品輸出国」という概念が使われていて、「低開発国」概念とのあいだに多少のずれがある。

(2)), また他方では、どのように高率の国内間接税を設けて国内需要を抑えているか(上記市場条件の(5))という点である。

コーヒーやココアは、先進国において全然生産されないから市場条件(5)は適用しない。そのかわり、市場条件(2)に該当する。たとえば、コーヒーを例にとって云うなら、1958 年について次のような事実が存在する<sup>14)</sup>。

|      | 輸入価格に<br>対する輸入<br>関税の割合<br>(%) | 輸入価格に<br>対する内国税及<br>び課徴金の割<br>合(%) | 左合計<br>(%) | 1人当り<br>消費量<br>(kg) |
|------|--------------------------------|------------------------------------|------------|---------------------|
| 米国   | 0                              | 0                                  | 0          | 7.2                 |
| 西ドイツ | 18.6                           | 70.7                               | 89.3       | 3.0                 |
| イタリー | 9.1                            | 92.7                               | 101.8      | 1.7                 |
| 日本   | 35.0                           | 13.8                               | 48.5       | 0.1                 |

コーヒーについては、嗜好の問題を別としても、価格弾力性問題のほかに所得弾力性の問題もあるにちがいないが、輸入関税や国内課徴金の全くないアメリカで、1 人当たりの年間消費量が 7.2 キログラムであるのにたいし、その種課徴金の合計が輸入価格の 100% をこすイタリーにおいて 1.7 キログラムでしかないということ、またそのような比率が 50% に近い日本では、はるかに低くて 0.1 キログラムでしかないということは、ここに価格弾力性の問題も軽視できないことの示唆があるように思われる。

しかし、おそらくより重要なのは、市場条件(2)にかかる点であろう。たとえば砂糖についていって、なるほど世界輸出中の低開発国輸出の割合は 8 割に達するかもしれないが、先進国の多くが高度の保護措置をとっていて、非能率な自給をおこなっている。第2表は、砂糖にかんして先進輸入国が現におこなっている輸入規制を一覧表にしたものであるが、ここで特に顕著なのは、ヨーロッパ共同市場国がかなり高い障壁を設けて輸入をおさえていることであり、670 万トンにのぼる消費量のうち 568 万トンを域内自給している。一方において量的輸入規制をおこないながら、他方において関税外の保護措置をとっている例も多く、米にかんする日本の政策などはその 1 例である。

以上の熱帶産食料飲料にかんし、市場条件(2), (4), (5)を改善した場合、どの程度に低開発国輸出の上向転位が見られるだろうかについては、ある程度の推測ができることが多いことはない。たとえばイタリーでコーヒーの値段が半分になったとしたら、コーヒー需要がどの程度ふえ

14) 日本関税協会『ガット最近の動き』1961, p. 73 より。

第2表 砂糖にかんし先進輸入国が設けている貿易障害

|        | 生産<br>1000<br>トン | 輸入<br>1000<br>トン | 関 稅       |                      | 関税外規制    |       |
|--------|------------------|------------------|-----------|----------------------|----------|-------|
|        |                  |                  | 従価税<br>%  | 従量税<br>1kg当たり<br>セント | 量的制限あるもの | その他規制 |
| オーストリア | 285              | 12               |           | 7.7                  |          | A・L   |
| ベルギー   | 400              | 84               | 0-24      | 3.5-4.2              | ○        | L     |
| デンマーク  | 331              | —                |           | 1.3-2.1              | ○        | L     |
| フランス   | 1,781            | 591              | 0-99      |                      | ○        | S・L   |
| 西独     | 1,739            | 104              | 0-24      |                      | ○        | S     |
| ギリシャ   | —                | 123              |           |                      |          |       |
| アイルランド | 130              | 45               |           |                      |          |       |
| イタリー   | 1,173            | 49               | 68.2-90.5 |                      | ○        | S・A   |
| オランダ   | 594              | 210              | 0-24      | 3.6-4.3              |          |       |
| ノールウェー | —                | 152              |           | 2.8                  | ○        | S・L   |
| ボルトガル  | 11               | 146              |           | 4.0-5.0              |          |       |
| スペイン   | 508              | 75               |           |                      |          |       |
| スエーデン  | 304              | 66               |           | 6.5-7.6              | ○        |       |
| スイス    | 38               | 222              |           | 4.2-6.3              |          |       |
| 英國     | 879              | 2,541            |           | 0.7-3.2              |          | A     |
| カナダ    | 153              | 670              |           | 0.4-4.1              |          |       |
| 米国     | 2,666            | 4,251            | 可変税率      |                      | ○        | A     |
| 日本     | 143              | 1,198            |           | 1.8-12.0             | ○        | A・L   |

出所: WES1962(I), p. 24.

注: (1) 生産及び輸入の数字は1958-60年の平均であり、貿易障害は1962年初頭現在のもの。(2) 関税外規制のうち「その他規制」の欄に示されたシンボルは: A が「輸入割当を規定したところの双務協定類」、L が「通常割当制度を含む認可制」、S が「政府貿易又は政府認可による独占貿易」を示す。

るであろうとか、植物性油の1次加工品にたいする関税差が撤廃されたとしたら、その低開発国からの輸出がどの程度ふえるであろうかとか、EEC諸国が砂糖にたいする高率保護をやめたら、低開発国からの砂糖輸出がどの程度ふえるであろうかとかいう設問は、いくつかの前提(所得水準不変等)を設けることにより、過去の実績をもとにして、多少とも近似的な答を出すことができる。Gerda Blauは、市場条件(5)の改善により5億ドルの輸出増が得られるだろうと推定しており、市場条件(4)の改善は、付加価値の発生も含めて15%の為替得が得られるだろうと見、市場条件(2)の改善は、10%の輸出増を追加させうるだろうと推定している<sup>15)</sup>。かりに以上の推計を熱帶産食料飲料だけについてあてはめてみると、合計12億ドル余りの改善となる。

次に、温帯先進国からの輸出と競争関係にある商品が問題となる。競争関係といつても、主として世界輸出市場におけるそれが問題である。このカテゴリーに含まれる1次產品の場合、世界貿易のなかでの低開発国の分け前は案外に少なく、しかも、その分け前は過去10年のあいだに減っているものが多い。その代表的なものとして小麦と綿花について見るなら、1960-61年の平均において、まず小麦の場合、世界消費にたいする世界輸出の

15) Gerda Blau, 前掲資料, p. 18 参照。

の比率は37%で、そのうちの10分の1(世界消費にたいしては3.6%)が低開発国からの輸出であった。1953年には、この最後の比率が5.3%であったのだから、相対的に減少したこととなる。綿花についても、1960-61年平均で、世界消費にたいする世界輸出の比率は52%で、そのうち約半分(世界消費にたいしては27%)が低開発国からの輸出であった。1953年には、この最後の比率は29.5%にのぼったのである。

1次產品輸出において低開発国が先進国に圧倒されるのは、なぜであろうか。単純な答は、先進国のはうが同じ1次產品でも生産性が高く、したがって安く輸出できるからだ、ということである。多くの商品について、現状がそのとおりであることは疑がう余地がない。しかし、たとえそうだとしても、制度の変革や技術の導入をとおして、低開発国がその1次產品の生産コストを下げうる可能性は、特に向う10年という巾を考えた場合、十分にあるはずであり、この1次產品分野では、低開発国が次第に先進国の生産性水準に追いついてゆく公算のはうが強いと見るべきであろう。

それに現実の事態は、競争が自由完全におこなわれているわけではない。先進国の大部分が農業にたいしてさまざまの補助金措置をとっているのが現状で、それは単に輸入を抑える目的からだけでなく、補助金措置の故に輸出を可能にしている場合さえある。この後者のケースは、経済の論理にてらしても、もっとも不合理であると云わざるをえず、そのために低開発国からの1次產品輸出が圧迫を受けているならば、真先に調整を要する点として指摘されねばならぬ。更には、1次產品の形をとった現物援助が、1次產品の世界市場を狭めている事実にも注意する必要がある。たとえば、1961年に米国がおこなったその種援助の世界貿易にたいする比率は、数量単位の比率で計算すると<sup>16)</sup>,

|        | (%)  | (%)    |
|--------|------|--------|
| 小麦     | 25.9 | 大豆油綿実油 |
| とうもろこし | 11.5 | 綿花     |

であった。それが援助であるということは、アメリカ国民から低開発国国民への所得トランスファーを意味するものにちがいないけれど、米国産の1次產品がそのために使われていることは、それが米国農業にたいする補助の役をつとめる結果になっていることも事実で、いずれにせよ1次產品世界市場がそれだけ狭められていること

16) John A. Pincus, "The Cost of Foreign Aid", *The Review of Economics and Statistics*, November 1963, p. 362.

にかわりはない。

次に、市場条件(3)として挙げた「代替合成物資と競争せねばならぬもの」についての問題がある。関連があるのは農産原料を主にした 65 億ドル分で、低開発国輸出額の約半分を占めている。この分野では、代替合成物資の生産がほとんど全部先進国でおこなわれるので、低開発国にとっては、今後有利な展開を望むことはむずかしい。1953 年から 1960-61 年にいたる時期に、先進国における工業原料費のうち、代替合成物資がどの程度ふえたかを調べてみると、国別地域別の数字は次のとおりである<sup>17)</sup>。(以下の数字は、工業原料消費額合計のうち代替合成物資の百分比を示す。)

|         | 1953 | 1960-61 |
|---------|------|---------|
| アメリカ    | 12.9 | 18.8    |
| カナダ     | 7.5  | 13.3    |
| 英国      | 10.8 | 18.4    |
| EEC 諸国  | 10.4 | 18.5    |
| その他西欧諸国 | 7.7  | 14.1    |
| 日本      | 11.0 | 19.3    |
| 以上合計    | 11.6 | 18.1    |

先進国の合計で 7、8 年のあいだに、代替合成物資の占める比率は、11.6% から 18.1% にふえており、この傾向は、なお継続するだろうことが想像される。天然原料が相対的に減少していることは、このように確かだが、絶対額でいえば、この間、以上の諸国合計で 24% の増加をみせているから、この分野における低開発国輸出は、先進国の経済成長が持続されるかぎり、過去のトレンドをそのまま維持することに、さほどの困難はないだろう。

さきに熱帶産食料飲料について市場条件の一部が改善された場合の輸出増見込みを 12 億ドル程度と推計したが、その上更に市場条件(1)の改善や、その他 1 次產品についての市場条件改善を考慮するなら、全部を合計して 26 億ドル程度の改善が精一杯であると思われる。これは、1959-61 年平均輸出額 132 億ドルにたいして 2 割にあたり、この 2 割分だけ 1970 年の対先進国向け 1 次產品輸出の見とおし額を改訂しうるとするならば、1970 年について約 46 億ドルの増分を見こみうる。かりにこれだけの増分を見こみうるとしても、さきに第 3 節で紹介した国連推計の 1970 年ギャップは 110 億ドルなのだから、なお 64 億ドルのギャップをのこすこととなる。なお以上の推計は、価格安定を前提したものであり、交易条件が低開発国にとり 1 割悪化すれば、30 億ドル

のマイナスが生じるのだし、そうでなくとも、年々の物価変動そのものが、国によっては少なからぬ打撃をもたらす。したがって価格安定の問題は、これを別個にとりあげなければならない。

#### 6. 1 次產品輸出の問題点——価格安定化の必要

1 次產品の価格が一般的にいちぢるしい変動にさらされがちであることについては、以前から広く問題にされ、またいろいろな対策が考えられてもきた。ここには実は 2 つの問題がある。1 つは長期の趨勢として、1 次產品の価格が工業製品類にくらべ相対的に下降傾向にあり、したがって 1 次產品輸出に依存することの多い低開発国にとっての交易条件が趨勢的に悪化するという問題であり、いま 1 つは、年々の価格変動がはげしいという問題である。低開発国の中には、その開発計画を 1 次產品輸出による外貨収入に依存させている国が少なくないから、もしもその外貨収入がある年から次の年へ、予想不可能な形でたとえば 2 割も落ちるようなことがあると、開発計画そのもののこうむる打撃は大きい。だから、いずれにせよ、1 次產品価格の安定化をはかることは、現在のおしなべての低開発国にとり重大問題なのである。

まず 1 次產品価格の長期趨勢を調べてみよう。過去 40 年間ぐらいの大たいの趨勢は、1920 代から 30 年代の中期にかけ、大恐慌のため激落したあと、次第に回復して 1950 年代初頭には、多くの商品が 20 年代中期のレベルを回復し、そのあと再び漸落傾向に入ったというありさまである。そこで、最近の水準、すなわち、1959-61 年平均の価格が、1920 年代中期や 1950 年代初頭の水準に比べて、どの程度の位置にあるかを調べてみると、次のとおりである<sup>18)</sup>。

|      | 1924-28=100<br>とした 1959-61<br>の指數 | 1950-52=100<br>とした 1959-61<br>の指數 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| コーヒー | 93                                | 69                                |
| ココア  | 160                               | 93                                |
| 茶    | 101                               | 117                               |
| 砂糖   | 86                                | 82                                |
| ゴム   | 50                                | 80                                |
| 小麦   | 74                                | 84                                |
| 米    | 112                               | 73                                |
| 大麦   | 70                                | 73                                |
| 綿花   | 70                                | 62                                |
| 羊毛   | 91                                | 61                                |
| ジュート | 105                               | 81                                |
| 落花生  | 116                               | 88                                |

17) Bellagio 会議における Alfred Maizels 提出資料より。

18) United Nations, *Commodity Survey 1962*, 1963, p. 23 参照。

|       |     |    |
|-------|-----|----|
| オリーブ油 | 72  | 81 |
| 亜麻仁   | 112 | 79 |
| 大豆    | 90  | 79 |
| 綿実油   | 79  | 77 |
| 亜鉛    | 91  | 75 |
| 鉛     | 82  | 74 |
| 錫     | 108 | 92 |

この表でみると、茶をのぞけば、どの商品も 1959-61 年には 1950 年代初頭の水準を回復しておらず、半分以上が 8 割以下のところにあることがわかる。1920 年代中期にくらべても、好転したのは、ココア、落花生、米、亜麻仁、錫、ジュート、茶の 7 品目で、のこり 3 分の 2 の品目は落ちている。

そこで次には、この種の 1 次産品輸出にたよることの多い低開発国にとり、輸出品単価と輸入品単価とのそれぞれの指標の比率を示す交易条件が、最近どのように変化したかを調べてみる。次の表は、1938 年を基準としたそれぞれの単価指標をつくったうえ、輸出単価指標を輸入単価指標で除したものである<sup>19)</sup>。

|      |     |      |     |
|------|-----|------|-----|
| 1950 | 140 | 1957 | 130 |
| 1951 | 149 | 1958 | 130 |
| 1952 | 133 | 1959 | 127 |
| 1953 | 133 | 1960 | 127 |
| 1954 | 141 | 1961 | 125 |
| 1955 | 140 | 1962 | 123 |
| 1956 | 135 |      |     |

朝鮮動乱のおかげで、1951 年の交易条件が、やや異常に好転しているほか、全体としての趨勢は、なだらかな低下傾向を示しており、1950-52 年平均と 1960-62 年平均の比較では、11.4% の低落となっている。ただ、それでもまだ 23% 高いところにあることは事実だが、1938 年という年が正常年であったという保証はない。国連による別の調査<sup>20)</sup>を見ると、1 次産品輸出国の交易条件は、1880 年ころから 1938 年までのあいだに、ほぼ 4 割方悪

化しているというから、1880 年を基準とすれば、1962 年の交易条件指数は 74 程度ということとなろう。

こうした趨勢的交易条件悪化の事実のほかに、1 次産品にかんしては、昔から短期の価格変動がはげしいことが指摘されている。そのような変動の度合を示す指標としては、「隣接年変動率」と「年内最高変動率」の 2 つが国連機関により、以前から計算されている<sup>21)</sup>。隣接年変動率というのは、問題の商品の価格が  $t$  年と  $t+1$  年とのあいだで何 % の変化<sup>22)</sup>をするかを逐年調べ、それを何年間かにわたって平均するという方法であり、年内最高変動率とは、ある暦年内の最低輸出価格が最高輸出価格より何 % 低いかを計算する方法である。いま例示的に、ゴムについて隣接年変動率を計算してみると<sup>23)</sup>,

|         | (%)  |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 1901-13 | 12.4 | 1946-51 | 24.9 |
| 1914-19 | 15.4 | 1951-55 | 24.6 |
| 1920-39 | 29.3 | 1956-62 | 14.3 |
| 1940-45 | 10.0 |         |      |

戦事中は比較的安定していたことがわかり、最近また安定化の傾向を示しているとはいものの、全体として、隣接年変動が数年ずつを平均しても、10 % から 30 % の巾のなかにあって、きわめて不安定であることがわかる。

もちろん、価格の不安定性だけが輸出粗収入の不安定性の原因ではない。輸出数量の短期不安定性も重要な問題であって、じつは、国連が 1 次産品の輸出数量について計算した隣接年変動率は、平均して価格の隣接年変動率よりも高い<sup>24)</sup>。しかし、実際問題としては、価格と数量とのあいだには、それぞれの商品ごとに特徴的ななんらかの関係があるにちがいなく、場合によっては、価格の短期変動を見こした投機的購入があろうし、また他の場合には、需要の変化にもとづく購入数量の変化が価格の変動をもたらすこともあろう。したがって、どのような価格安定化の試みであれ、数量の問題を無視できないというのが、経済の常識でもあり、今までの経験でも

% となる。

23) 1901-51 年間の数字は、前記註(21)にかけた国連の資料により、1951-55 年間の数字はマラヤ輸出のゴムのみについて筆者が計算、1956-62 年間の数字は国連調査による 1958 年基準の商品価格指数をもととして筆者が計算したものである。

24) 国連が調べた 18 商品の総平均では、1901-50 年の期間の平均で、価格の隣接年変動率が 13.7%，数量のそれが 18.7% で、価格、数量、粗収入それぞれにつき隣接年変動率の高い順にならべ、ランクの相関を計出してみると、価格と粗収入とのあいだでは +0.66、数量と粗収入とのあいだでは +0.77 であった。

19) 前同、p. 23. 1962 年の数字だけは、第半 1・4 期から第 3・4 半期までの数字をもとにした暫定数字である。

20) United Nations, *Relative Prices of Exports and Imports of Under-Developed Countries*, 1949.

21) United Nations, *Instability in Export Markets of Under-Developed Countries*, 1952. 及び都留重人「東南アジア経済のいわゆる“不安定性”」『経済の論理と現実』1959, pp. 239-256 参照。

22) 価格の高いときのほうを基準として変動率を計算する。したがって、 $t$  年が 100 で  $t+1$  年が 200 であれば、このときの変動率は 100% ではなくて 50

ある。1 国内での農産物価格安定の試みが、作付面積の調整にまで及んだことは、アメリカの 1930 年代の農事調整法の経験に照しても明らかである。

戦後の時期には、周知のように、1948 年のハヴァナ憲章が 1 次產品国際価格の安定化にかんして 1 つの原則<sup>25)</sup>を打ちだし、憲章じたいは条約としての批准を得られなかつたが、その原則の精神は、大部分の関係国により尊重されてきた。その原則の精神にもとづいて、国際的な緩衝在庫の提案や、多角的な商品協定提案がおこなわれ、前者については、1956 年の錫協定、後者については、1949 年の小麦協定、1953 年の砂糖協定、1962 年のコーヒー協定などがあるが、この最後のコーヒー協定を別として、いずれも本来の主旨を成功させたとは云いがたい。錫協定は一応成功したといつても、緩衝在庫の方式が成功したためではなく、本来副次的なものと考えられた輸出規制の措置が効を奏したのであったし、小麦協定は輸入者の利益を主として運営されたきらいがあり、砂糖協定はアメリカがキューバ糖の購入をやめるにいたって輸出者間のシェア配分についての意見の一致が得られず、現に停止状態にある。

このような経験を背景として、最近では、価格によるものであれ数量によるものであれ、輸出粗収入の著るしい短期変動を、一種の保険方式によって相殺する案が提案されるようになった。そのアイデアは、国際通貨基金がおこなっている補償金融の方式を応用したもので、一ぱん最初に保険方式を提案したのは、「商品貿易と経済発展」にかんする国連専門家会議(1953 年)の席で F. G. Olano がおこなつたものであった。現在この構想は「開発保険基金」の名で呼ばれ、ペラジオ会議で明らかにされたハート案は、次のような内容をもつてゐる<sup>26)</sup>。

(1) 開発保険基金は、ドル及びその他工業国の通貨を原資として十分にそなえた国際機構であつて、締約国は、その 1 次產品輸出収入が過去 3 年間の平均にいたし不足する額だけ、自動的に同基金から流動通貨の引出しをすることができる。

(2) 補償金を引出した締約国はその輸出が急速に回復した場合には、基金にたいして引出し額の返済を

25) それは第 57 条(c)の条文に示されたもので、生産者・消費者のいずれもが同じ比重で交渉に参加すること、主な目的は短期の著るしい価格変動を緩和する点にあること、需給関係の長期趨勢には干渉しないこと等を規定している。

26) 以下の部分は、ペラジオ会議に提出された A. G. Hart の論文 "International Compensation Against Fluctuations in Export Proceeds" に負う。

しなければならない。ある年の輸出収入が過去 3 年間の平均収入よりも多いなら、その多い分だけは、必要に応じ返済用資金にあてられる。

(3) ある年の負債現在高が 3 年たつても返済不可能なばあいは、その分だけ負債は帳消しとされる。この 3 年後には負債が帳消しとなるという点が、国際通貨基金の補償金融方式とは著るしく異なる点で、その点に保険的性格が強く出ているといふことができよう。この方式を低開発国の過去の実績にあてはめたとしたらどういうことになるかは、簡単に計算することができ、その 1 例は、エルサルヴァドールにかんし第 3 表にかけ

第 3 表 開発保険基金方式の適用例：

エルサルヴァドール、1953—62

(単位：100万ドル)

|      | [A]<br>当年の実<br>際輸出額 | [B]<br>[A]欄過<br>去 3 年間<br>の平均 | [C]<br>[A]欄の<br>[B]欄に<br>たいする<br>不足額 | [D]<br>[A]欄の<br>[B]欄に<br>たいする<br>超過額 | [E]<br>返済に<br>充當さ<br>るべき<br>超過額 | [F]<br>帳消<br>し額 |
|------|---------------------|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 1953 | 89                  | 102                           | -13                                  |                                      |                                 |                 |
| 1954 | 105                 | 100                           |                                      | +5                                   | +5                              |                 |
| 1955 | 107                 | 99                            |                                      | +8                                   | +8                              |                 |
| 1956 | 113                 | 101                           |                                      | +12                                  |                                 |                 |
| 1957 | 138                 | 100                           |                                      | +29                                  |                                 |                 |
| 1958 | 116                 | 120                           | -4                                   |                                      |                                 |                 |
| 1959 | 113                 | 123                           | -10                                  |                                      |                                 |                 |
| 1960 | 117                 | 123                           | -6                                   |                                      |                                 |                 |
| 1961 | 119                 | 116                           |                                      | +3                                   | +3                              | 1               |
| 1962 | 136                 | 117                           |                                      | +19                                  | +16                             |                 |
| 合計   | 1,153               | 1,110                         | -33                                  | +76                                  | +32                             | 1               |

出所：Bellagio 会議に提出された A. G. Hart の "International Compensation Against Fluctuations in Export Proceeds", p. 11 より。

られてある。同表によって具体的に説明するならば、エルサルヴァドールは 1953 年に、過去 3 年間の平均に比べて輸出収入が 1300 万ドル不足したので、その分だけその年に基金からの融通を受ける。この分は向う 3 年間、すなわち 1954—56 年のあいだに、それぞれの年に過去 3 年間平均にくらべて超過額があれば、その超過分でもって返済しなければならないところの負債となるが、実際には、1954—55 年の 2 年間で返済しおおせることができた。だから、1956—57 年のあいだに生じた超過額には、なんら触れる必要がない。1958 年に再び 400 万ドルの不足を生じたが、そのあと 3 年間(1959—61 年)には、300 万ドルの超過が生じただけだから、結局差引き 100 万ドルは帳消しとなる。以下計算は同様である。

このような計算を低開発国全部についておこなった場合、どのような結果になるであろうか。ハートは 26 の主な低開発国を対象とし、同じく 1953—62 年の 10 年間について、個々の計算をおこなった上、それを合計して

いるが、それによると、10年間の引出し総額は70億ドル見当となり、その間の返済額は39億ドル、帳消し額は24億ドルになるという。残余の6億ドル余りは1962年末の未決勘定であって、これは、それ以後の時期に返済か帳消しかが決まる分にあたる。この計算をもとにして云うなら、帳消し額の年平均は2.5億ドル程度で、それは、現在先進国が低開発国にたいしておこなっている金融的援助の5%でしかない。その程度ですむのだとすれば、低開発国の経済計画にとってきわめて重要な意義をもつ輸出収入安定化の代償としては、決して過大のものということはできなかろう。もちろん、細目にわたって論議すれば、この開発保険基金案にもいくつかの難点がないわけではないが、具体化をめざして一考の余地は十分にあると思われるのである。

## 7. 2次製品輸出について

価格の安定を前提した比較的楽観的な見とおしさえ、第5節の末尾で述べたように、1970年の低開発国国際収支は64億ドルのマイナス・ギャップを生じる。もし他の方法でこれをうめるとすれば、(1) 計画経済国にたいする輸出を、10年に2倍にするという程度ではなく、たとえば3倍にして、あと10億ドルかせぐ、(2) 輸入代替産業の振興にもっと力を入れて、1970年に410億ドルと見た輸入額を、できれば30億ドル程度でも減らす、(3) 2次製品の輸出を10年で2倍にすると見たのを3倍とふんで、あと20億ドルふやす、以上いずれも措置がフルに成功することを必要とする。

以上のうち、ここでの問題は2次製品輸出増加の可能性にかんするのだが、1960年に20億ドル程度であったものを、10年間に60億ドルにまで高めることには、余程の促進措置が必要であるだろうという点について、専門家の意見は一致しているようだ。しかし、2次製品の分野については、現在の制限措置も多種多様で、概してきびしくもあり、低開発国による開発可能性のほうも、時間さえあれば無限といってよいくらい大きいものがあるから、もともと正確な予測をすることは困難である。

まず先進国のがわに立って、低開発国からの2次製品輸入がどの程度のインパクトのものであるかを調べてみると、1960年の時点において、北米および西欧のどの国においても、低開発国からの2次製品がそれぞれ輸入輸出国の国民総生産の1%をこえている国は1つもない。英國が0.9%で一ばん高く、EEC諸国は平均して0.5%であり、北米は0.1%でしかない。更に問題をダイナミックに考えるなら、西欧諸国は1980年までの期間に2次製品にたいする需要を3700億ドルほど純増させるで

あろうと予想されているが、その間、低開発国がその純増分の2%を受けもったと仮定しても、74億ドルの輸出純増が見こまれるわけで、この金額は、国連が低開発国の中の1980年目標として掲げた2次製品輸出純増額(目標150億ドルから1960年の実績を差引いた)130億ドルの半分以上に達するのである。

逆に、20年間に130億ドルの純増が、先進私企業国にたいしてどれほどの労働力排除効果をもつかを調べてみると、年間7.5億ドルにあたる純増は、先進私企業国の労働力に換算して10分の1%程度でしかない。先進国の生産性上昇率を年3%とし、新規労働力の供給増を1%とすれば、生産量に変化がないとした場合、年々の労働力排除効果は4%にのぼるわけだが、これにくらべれば、低開発国からの輸入増によって10分の1%の労働力排除効果が生ずるというのは、ものの数でもないはずである。なお米国については、72の被保護産業をえらび、それらの1953年の生産高比重をウェートとして、10億ドルの輸入増があったとした場合、何人の労働者が排除されることになるかという計算<sup>27)</sup>があるが、それによると、2次的波及効果を別として、答は115,000人であるとのことであり、この数は1959年の米国民間労働力の6分の1%程度でしかない。いずれにせよ、集計的にみた場合のインパクトはきわめて小さいのである。

しかし、いうまでもなく問題は、個々の国個々の産業に関連してくる。まず製品別にどのような2次製品が低開発国から現在先進国向けに輸出されているかを調べてみる。以下の数字は、低開発国から北米及び西欧諸国向けに1960年に輸出された製品の金額と、それが先進国の中の各製品輸入額中に占める割合とを示したものである<sup>28)</sup>。

|           | 低開発国から<br>の輸出額<br>(100万ドル) | 同製品にたいす<br>る先進国輸入の<br>中の割合 (%) |
|-----------|----------------------------|--------------------------------|
| 基礎金属類     | 1,099                      | 15.9                           |
| せんい製品     | 413                        | 13.7                           |
| 衣類        | 185                        | 19.8                           |
| 銀及び貴金属    | 106                        | 14.0                           |
| 化学粗製品     | 82                         | 6.1                            |
| 木製品(除家具)  | 71                         | 12.5                           |
| 革製品       | 68                         | 23.5                           |
| 香料等       | 36                         | 30.4                           |
| 電気器具以外の機械 | 34                         | 0.7                            |

27) Salant and Vaccara, *Import Liberalization and Employment*, 1961, p. 215.

28) WES 1962(I), p. 76. ここで「先進国」とは、北米及び西欧の諸国だけを指す。なお低開発国からの2次製品輸出総額にたいし1%以下のものは省略する。

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 爆薬等  | 28 | 2.4 |
| 運輸器具 | 25 | 0.6 |
| はきもの | 25 | 7.4 |

その他を含めて合計は 23 億ドルであり、それが先進国での当該製品輸入合計にたいして占める比率は 6.8% である。この表で見ると、基礎金属類が半分を占めているが、その半分以上 (51.4%) がアフリカからのもので、これは主として西欧諸国に輸出されている。この品目は全体としては、先進国輸入の合計額のうち 15.9% を占めるのでしかないが、個々の製品についてそのような比率を調べてみると<sup>29)</sup>、精銅が 56.1%，精鉛が 31.0%，精錫が 47.8% というふうに、低開発国のシェアは比較的高く、特に西欧諸国の場合には、EEC 諸国の精鉛と英国の精銅にたいする以外は、関税障壁もほとんどなく、先進諸国がそれぞれの旧植民地とのあいだにつ

第 4 表 低開発国及び日本からの北米及び西欧諸国へのせんい製品輸出

単位: 100 万ドル

|               | 北米  | 英 国 | その他の西欧諸国 | 合 計 |
|---------------|-----|-----|----------|-----|
| <b>低開発国から</b> |     |     |          |     |
| 1956          | 115 | 70  | 35       | 220 |
| 1959          | 160 | 92  | 68       | 320 |
| 1960          | 180 | 111 | 89       | 380 |
| 1961          | 200 | 109 | 101      | 410 |
| <b>日本から</b>   |     |     |          |     |
| 1956          | 96  | 7   | 33       | 136 |
| 1959          | 160 | 7   | 43       | 210 |
| 1960          | 170 | 11  | 58       | 239 |
| 1961          | 145 | 10  | 66       | 221 |

出所: WES 1962(I), p. 69.

くりあげていた補完関係が現在もそのまま継続しているものであることを物語っている。

やはり一ばんの問題は、せんい製品にあるようだ。第 4 表にみるとおり、低開発国から北米及び西欧諸国への輸出は、1956 年以来かなり顕著な増加傾向を示しているが、買手は主として北米と英国である。各輸入国におけるせんい製品輸入全体のなかで、低開発国からの輸入のシェアがどの程度であるかを調べてみても、北米では 1960 年に 21.8% であったのにたいし、EEC 諸国では 3.9% あったにすぎない<sup>30)</sup>。またアメリカにおいてさえ、せんい製品にたいする国内需要全体を分母として、低開発国からの輸入の占める比率を計算すると、同じく 1960 年において 1.4% でしかなかった<sup>31)</sup>。英国では、このような比率が比較的高く、ホンコン、インド、パキスタンからのせんい製品輸入だけで、国内消費全体の

29) WES 1962(I), p. 77.

30) WES 1962(I), p. 70.

15% 程度にあたると推定されているが<sup>32)</sup>、これとても、旧植民地との特殊な関係を反映するものと云わざるえない。せんい産業は、工業化のおくれた国が一ばん最初にとりあげやすい工業として最適のものであるが、この分野においてこそ、貿易障害の手段はもっとも高度な発達を遂げているのであって、普通は先進国の中なかに数えられる日本が、せんい製品だけにかんしては、「低賃金国」の 1 つに数えられ、貿易制限の矢おもてに立たせられていることは注目すべき点である。

綿製品を例にとるなら、まず関税率そのものが、加工の段階が高まるにつれて高くなっている。1960 年現在の関税率を英国について調べてみると<sup>33)</sup>,

|             |      |
|-------------|------|
| 未梳綿         | 0-10 |
| 未漂白の綿糸      | 16   |
| 綿糸、漂白・染色のもの | 18   |
| 綿布、グレイ      | 23   |
| その他綿布       | 23   |

となっていて、この遙増傾向をもった関税率表は、米国や EEC 諸国とのそれとほとんど同じである。

しかし、問題は関税だけではない。関係両国間の協議により、日米間では 1956 年にすでに「自発的量的規制」の取決めがおこなわれたが、ついで 1958 年には、英国が香港とのあいだに同様の取決めをおこない、翌 1959 年には英國がインド及びパキスタンとのあいだに「自発的量的規制」の協定を妥結させた。ところがその後、1959-60 年の米国への綿製品輸入が低開発国から特に多かったため、米国政府は、1959 年東京で開かれたガット総会の機会をとらえて、「市場攪乱」規定というのを新しく提案するようになり、それを受けて、その後 1961 年 10 月発効の綿製品貿易短期取決めと、1962 年 10 月発効の同長期取決めが結ばれることとなった。「市場攪乱」は、ダンピングとは区別される。しかしその定義は、(1)輸入急増、(2)異常な低価格、(3)国内産業にたいする重大な損害の 3 要因が結合して存在する事態というふうに理解され、更に一部西欧諸国では、「急速な工業化の過程にある国では、相当長期間にわたり生産性の向上率が賃金の上昇率を上回り、このため、かかる国からは良質の製品がダンピングによらず低価格で輸出されるのであり、これが市場攪乱の原因である」とさえ規定されるようになって、従来のガットの規定では解決できぬ新たな事態

31) WES 1962(I), p. 62.

32) Bellagio 会議に提出された Caroline Miles の "Manufactures from the Developing Countries", p. 5 参照。

33) WES 1962(I), p. 79.

を生みだすこととなってしまった。もし同一国内であれば、このような事態はむしろ歓迎されるべきであるし、また低開発国が経済発展を成功させるための第1条件は、「生産性の向上率を賃金の上昇率よりも高くすること」にあるのだから、いうところの「市場攪乱」条件は、経済合理性の原則からみてなんら批難すべきものをもたないにもかかわらず、このような概念を受け入れて綿製品輸出規制の協定が結ばれるにいたったことは、先進国がわの独断を物語るものというべきであろう。

ともあれ、綿製品貿易長期取決めによると、輸入各国は1962-67年の時期につき、綿製品輸入にたいする量的制限を徐々にとりはらうことになっていた。しかし、英國とカナダは、すでに低開発国からの綿製品を比較的多量に輸入しているという理由で、割当の増加を拒否し、米国は米国で、長期取決めのなかの「市場攪乱」条項を援用して、輸出国各とのあいだに双務協定をあらためて結ぶという手段に訴え、長期取決めの本来の主旨は、ほとんど全く失なわれるにいたつのである。もしもカナダ、英國、米国の3国が、その綿製品輸入割当量を1961年の水準に釘付けにするならば、たとえその他の輸入国が長期取決めどおりの割当増加をしたとしても、低開発国からの輸出増は年々3%程度の速度でしかなく、これ

は、最近年の増加比率よりも低いという結果になってしまふ。このような事態が続いたのでは、低開発国からの2次製品輸出の増加は、とうてい1960-70年の10年間に3倍にするなどということはできないのである。

せんい製品に続くものとしては、現在のところ、低開発国が先進国に輸出しうる2次製品として、大きな期待をかけうるものはほとんどない。もしそうだとすれば、次に考えられるのは、低開発国どうしが、2次製品を特惠的に買い合うという提案である。これは、いわば輸入代替産業の振興にも似ていて、それぞれの低開発国があれやこれやの輸入代替産業を興すかわりに、各国が比較優位の2次産業を興して、その製品を、低開発国どうしが優先的に買い合うことを意味する。本稿では、ほとんど一貫して、低開発国をあたかも1国であるかの取扱いをしてきたが、低開発国貿易振興の手段として、かれらどおしが相互の交易を特に伸ばすことも可能であることが注意されなければならない。先進国側が譲歩を惜しまなら、その結果は、当然のこととして、低開発国間の特恵措置ないしは低開発国と計画経済国とのあいだの特恵措置の方向に発展するよりほかないわけであり、現実的には、それが一ばん可能性の大きい今後の発展方向であるかもしれない。

[都留重人]

### 〔附録資料〕\* 世界貿易の新らしい方向：政策提言

1. いくつかの国から、それぞれに広く異なる見解をもった19名の経済学者が、1963年9月16日から同24日にわたって、ペラジオに集まつた。中には公職の地位にあるものもいたが、参加者はいずれも個人の資格において発言した。一同の目的は、世界貿易にかんする国際的な政策を、低開発問題に焦点を合せて前進させるため

には、どのような方向付けが一ばん有効であるかを見定めようとするという点にあったのであり、それは、一同による検討の成果が1964年の国連貿易開発会議において役立つことを期待したからであった。このような試みをするにあたって、世界貿易の拡張を邪魔する数多くの障害が現に存在することを、決して無視するようなこと

\* この資料は、英國のThe Royal Institute of International Affairsが呼びかけて、世界の各地域から経済学者を招き、イタリーのBellagioに会して、低開発国貿易振興の問題を討議し合つた結果、ほぼ意見の一一致をみた点を中心にまとめあげ、去る1963年12月11日に公表のはこびとなった政策提案である。云うまでもなくこれは、1964年春の国連貿易開発会議のための参考資料として作成された。参加者は次のとおりである。Andrew Shonfield(英), Gerda Blau(FAO), Josef Bognár(ハンガリー), Albert G. Hart(米), Nicholas Kalder(英), Charles P. Kindleberger(米), Irving B. Kravis(米), Alexander Lam-

falussy(ベルギー), Alfred Maizels(英), H. M. A. Onitiri(ナイジェリア), I. G. Patel(インド), K. N. Raj(インド), V. S. Safronchuk(ソ連), Osvaldo Sunkel(チリ), 都留重人(日本), Pierre Uri(フランス), Victor Urquidi(メキシコ), Sidney Dell(国連), David Howell(英)。このうち, Shonfieldがchairmanの役を, Howellがrapporteurの役をつとめ, Dellはconsultant expertとして参加した。この「政策提案」のほかに、会議における討議をいっそう詳しく整理した“The Bellagio Conference: Report”も、その後公表されている。

はなかったという点を明らかにしておかなければならぬ。しかしながら同時に、わずか 2, 3 の点をのぞけば、一同は、政治的な規範よりも経済的な規範のほうが、すぐれて実りふかい出発点をなすものであることを痛感した。以下に述べられているところは、会議でおこなわれた討議の詳報ではなく、討議の結果、同意にいたった共通点をまとめたものである。特定の箇所での重点の置き方や用語は、常に個々の参加者の見解とは、完全に一致しないかもしれない。しかし、この文書は、全体として、ペラジオで生れた共通意見の整理としては、一同の同意したものと云うことができる。

2. 本提言は次の 7 つの部分から成る。(a)貿易拡大と経済発展加速化のための戦略戦術の検討。(b)先進国そのための諸政策。(c)低発国における諸政策。(d)計画経済国地位とその諸政策。(e)国際的な商品にかんする諸問題。(f)世界貿易機構。(g)軍縮の見とおし。

#### (a) 貿易の拡大

3. 低開発国の将来と、すでに先進国と見なされる諸国の繁栄とは、相互にもちつもたれつの関係にある。工業化された地域における成長率の維持、関税の引下げや、その他貿易をより自由にするため、いくつかの障害を次第に取除いてゆく仕事は、低所得国<sup>1)</sup>における経済発展の加速化や輸出収入の拡大のために基本的な条件をなしている。

4. しかし、先進国の経済成長率や低開発地域にとっての交易条件について、比較的楽観的な見とおしを立てたとしても、1970 年代の初期のころには、低所得国輸出収入と、その輸入必要額及び債務利子負担とのあいだに、非常に大きなギャップが生れるであろうことが避けられない。もしも先進国における現在の政策が、低開発国の輸入水準に影響するかぎりにおいて、2 次製品についても或いは 1 次製品についても、本提案で示されているような方向に調整されるならば、このギャップは相当程度縮少されるものと思われる。しかし、その場合でさえ、低開発国が、国連がその「開発の 10 年」計画で予想しているような年率 5% の実質所得成長率を達成するためには、低開発諸国にたいする援助は、かなり大規模に増額されねばならぬであろう<sup>2)</sup>。

5. 同時に、低開発国内においても、特に相互協力の分野において、新しい、より精力的なイニシアティヴが

1) この文書を通じて、「低所得」 low-income, 「低開発」 under-developed, 「開発途上にある」 developing は同意義の言葉として使うこととする。

とられる必要がある。すなわち、経済を多様化し工業化する努力の続けられることが求められる。なによりもまた、先進国群と低開発国群の両者が、国際貿易を、低所得国発展加速化の手段として利用することを目指して、もっと活潑に緊密な協力の実を挙げるべきであろう。

#### (b) 先進国そのための諸政策

6. 低開発国からの輸出の拡大は、先進国にとっての利益でもある。低開発国は物財に飢えているのだから、かせいだ輸出収入は、全部使ってしまうにちがいない。通貨準備を退蔵するということはありそうもない。したがって、低開発国から先進国への売上げが増加すれば、それは直ちに先進国からの買入れという形をとるだろう。現に、高所得国の輸出は、今日低開発国がドル、ポンド及びその他の流動財源をかせぎえないために、伸びなやんでいる面がある。低開発国は、その農産品、鉱産品、せんい製品及びその他の産物を十分に売りさばくことができないため、運輸設備や機械などの購入をふやすのにも、限界をもうけねばならぬのである。

7. 同時に、高所得国がその市場を十分に開放しないことのため、低開発国のはうがもっと安く作れるようなものを高所得国が生産するという事態を招いている。先進国は、砂糖やせんい製品等で高度の自給体制を維持しようとする結果、みずから機械製品輸出を縮減させることになっているという事実を自覚しなければならぬ。すなわち、かれらは、かれらにとって生産性も賃金もいっそう高い産業を犠牲にしているのである。低賃金国からの輸入を自由にすることによってたらされる労働力の再配置は、必然的に、先進国における労働の平均生産性や実質賃金水準を高めることになるであろう。したがって、先進国が諸制限を撤廃しその市場への参与をいっそう容易にすることは、低開発国にとっての利益であると同時に、かれらじしんにとっての利益もある。

8. 現在、先進国は、1 次製品の分野でも 2 次製品の分野でも低開発国からの輸入を制限している。たしかに、輸入が急に著増するような場合、先進国で古くから確立

2) 会議では、低開発諸国が 1970 年ごろに直面するだろうところの国際収支赤字の大きさについて、前提を変えての推計をいろいろに試みてみた。もともとこの種の推計は、見込まれる大体の大きさを例示的に示すだけのものでしかないが、国際収支の赤字は、もしも現在の諸政策がこのまま続けられるなら、1959 年に 50 億ドルであったのが、1970 年には 130 億ドルから 200 億ドルの規模に達するであろうことが予想される。この幅は、設けられた具体的な前提のちがいによるものである。

してきた産業のこうむる影響は、調整のために並々ならぬ社会問題をはらむていのものであるだろう。しかし、この種の問題を処理する最善の方法は、調整過程を容易にするための金融的援助という手段であって、輸入制限の手段ではない。したがって、現在低開発国から輸出される商品を特別の対象とするような制限措置(そのなかには、差別的内容をもった量的制限や、粗原料にくらべて加工品に關税差をもうけた措置などが含まれる)は、できるだけ早く撤廃されることが望ましい。このためには、次のことを勧告する。

- (i) すべての現存の量的制限や、低賃金輸出国がその輸出を「自発的に」制限することを決めたすべての協定は、5年ないて10年の期間にわたって徐々に、撤廃せられるべきである。
- (ii) すべての輸入国は、現に有効であるこの種の制限措置の内容と、それらを段階的に廃止する予定表とを、特定の国際機関に通告すべきである。
- (iii) この段階的廃止過程のあいだなお残存するであろう一時的な量的制限は無差別的なものでなければならない。
- (iv) 先進国は、1次產品にたいする輸入關稅と、その同じものが加工された場合の關稅とのあいだの關稅差を、所定の期間内、たとえば5年以内に、ゼロにする意図を表明すべきであり、こうした措置の進捗状況について、特定の国際機関に定期的な報告を提出すべきである。
- (v) 以下の第24節及び第25節でも論じられており、先進国は、1次產品の輸入を人為的に制限している特定の国内保護措置を徐々に撤廃して、先進国国内市场において低開発国輸出の分け前が増加するようはかるべきである。
- (vi) 以上の原則を先進国が実行に移すにあたっての予定表や進捗状況を、なんらかの国際機関が常時精査の任にあたるべきであり、そのなかには、輸出を制限する「自発的」協定と呼ばれるものの運営状況の精査も含まれる。また、この国際機関は、以上の目的のため、OECDやGATTが活用しているような国際的対審という周知の方法を利用すべきである。

**9. 先進国が、ある低開発国の犠牲において他の低開発国に特惠待遇を与えることは好ましくないと思われる。**ある低開発国への特別の助力が、歴史的事情のために必要とみなされるならば、そのような助力は現在では貿易特惠措置によるよりはむしろ直接援助の形をとったほうがよい。特に被害をこうむりやすい立場にある低開発国

の場合には、特恵措置から援助へという調整の段階について、特別のタイムテーブルが必要となることもあう。しかし、いかなる場合といえども、先進国が特恵待遇を与えていたる低開発国その市場において、みずからが特恵待遇を受け続けることは正当化されえない。

**10. 連合海外領域 Associated Overseas Territories**とヨーロッパ共同市場との関係にかんする特殊例について云えば、過去の惰性の故に、これら新興のアフリカ諸国は困難な選択にせまられている。多くの場合、かれらの国家予算はパリーからの直接の補助金に大きく依存している。共同市場へのかれらの商品輸出が受けている特恵待遇が、すこしでもその巾を縮められることになれば、それだけ、共同市場からの直接援助の増加によって相殺されねばならぬこととなろう。このような援助の増加は見込み薄であるかもしれないし、かりに実現可能であったとしても、そうした増加は、共同市場国が他の地域にたいして行ないうる援助の減少を招くという可能性が強い。いずれにせよ、ヨーロッパからの援助が世界の低開発地域の比較的小さな部分に集中されることが、長期的に見て望ましいかどうか疑問である。

一方において、低開発国どうしのあいだに差別を設けるような特恵措置は、すべてこれを廃止するという終局目的は、かたく心に止どめておくべきであるけれど、連合海外領域のケースについての取りあえず前進の方途としては、おそらく、連合海外領域特恵の措置が他の1次產品国に不利になるような著しい販路転換効果をもたないようになることが、何よりも第1の点であろう。もしも販路転換が増大する傾向を生ずるならば、それは直ちに、すべての1次產品にたいする共同市場の關稅を一段と引下げるにより特恵水準を弱めるという方法をとおして、相殺されなければならない。このような措置こそが、連合海外領域の経済が新らしいアフリカの通商体制のなかに混乱なく再編成されるための過渡の方途となりうるであろう。

**11. 低開発国が工業国に輸出するすべての商品にたいして一般的な特恵待遇を与えるという問題は、最近一度ならず提起された。**本会議の見解としては、低開発国からの輸出をさまたげたり低開発国どうしのあいだに差別を設けるような現存の量的その他の制限を取りはらうことのほうが、それら諸国の商品に工業化された輸入国がなんらかの特恵待遇を与えることよりも重要であると考える。しかし、先進国が低開発国からの輸入にたいするすべての現存の障壁を廃止しえないかぎりにおいて、個々の国ないしは国家群は、ガット下での現行責務にさま

たげられることなく、低開発国からの輸入にそのような特恵措置をとることをゆるさるべきであろう。そのさい重要な条件は、こうした特恵措置がすべての低開発国に無差別に認めらるべきだという点である。

### (c) 低開発国における諸政策

12. これからさき長年にわたって、低開発国にとっての主要政策目標は、その経済の根本的な転換をなしとげ、成長率を加速化するという点に存するであろう。経済を多様化しようとする場合、しばしばそこには、輸入代替のための国内産業を打ちたてるために努力を集中し、輸出産業を開発する機会を軽視する傾向が生ずる。輸出品にとっての機会が、その性質上、不確かであって、それがしばしば海外における制限措置によって抑えられているだけに、こうした傾向はいっそう強い。輸入代替にしろ輸出振興にしろ、いずれも経済発展のための戦略として筋の通ったものではあるけれど、それほど重要でない項目で、それにたいする需要が限られていると思われるコスト高の産業を興すことは避けるよう、特別の注意が払われねばならない。先進国における通商障壁を取除くことを目指した本文書の勧告が受けられ、低開発国からの輸出を増進させるための環境が好転するにつれて、コスト高な輸入代替の危険は後退するであろう。

13. この点に関連して、ペラジオ会議は、低開発国のために、いくつかの政策提案をおこなう。低開発国は、「拘束関税」を上げないというガットの規定による責務から(それが適用されうる場合について)免除されるべきであると考える。一般的に云って、先進国と低開発国とのあいだの通商関係に、互恵主義を云い張ることはできない。低開発国は新興の産業を保護し、また国際収支上の理由で制限措置に訴えねばならぬことがある。低開発国は更に、経験不足や開発初期の小規模という不利を克服するために、その新興の輸出産業を補助せねばならぬであろう。この種の要請は先進国によって認められなければならない。いっそう重要なことであるが、低開発国は、(a)その目的が広い範囲にわたって貿易を自由化することであり、(b)先進国との貿易総量に人为的な制約をもたらさないかぎり、低開発国相互間で差別的な特恵措置をとる自由を与えられるべきである。より貧しい国々がその輸出収入のすべてを経済発展促進のために利用しようという決意をもつことを前提するならば、この措置をとったからといって、先進国との貿易総量を制約することにはなりそうもない。

14. 低開発国が先進国の1人当たり所得水準に近付くに

つれ、かれらはその程度に応じて、先進国の通商政策の基準となっている通常の原則を受け入れる責務をもつべきである。このことは、かれらが既開発国との関係において平衡を保つために必要であるというだけではない。更には、低開発国の中でも一段とおくれた国が、その貿易をもっとも有利な条件の下で発展させる十分な機会をもち、その相対的な弱点の故に足ぶみさせられないですむことをも助けるだろう。

15. 低開発国どうしのあいだの協力という重要問題にかんしては、非常に数多くの可能性がひらけていると考えられる。問題は、単に相互的な関税や割当の譲許にかんすることだけではない。その他いくつかの分野においても、協力体制を強化するため、かなりの余地が存在する。たとえば、いくつかの低開発国がある種の産業にかんして国際分業の地域的協定を結ぶこと、更には、終局的には経済統合にまでいたるようなもっと遠大な取決めを結ぶことも可能なはずである。輸出産業を発展させる上で前向きの協力をすることは、特に重要であり、強く奨励されるべきであると思われる。現に存在する輸出可能性についてさえ、国際収支の困難を経験する諸国のがいだには、しばしば、短期の利得を求めてお互いに値下げをしようとする傾向が見られる。そうすれば、その他のものも、おそかれ早かれそれにならわざるをえない。この種の過当競争は、本来避けうるはずの交易条件悪化をもたらす可能性が強い。低開発国どうしのあいだの協力を通じて、みずからを不利にするようなこの種の競争を避けるということは、かれらの輸出収入を維持しきつ拡大するために有用なことと云うべきであろう。もっと一般的には、異なる低開発諸国の国家経済計画担当者たちが、可能なかぎり緊密な協力をはかることができれば、きわめて効果的な利益を挙げうるであろうという点が強調るべきである。

16. 一連の低開発国が、協同の投資計画に参画するということも有効でありうる。その意味するところは、たとえば、3つの低開発国の政府ないしは企業が、たとえば第1の国ではセメント工場、第2の国では化学産業の工場、第3の国ではパルプ工場といった3工場の所有と経営に協同支配権をもつような仕組である。管理上の困難はおおいがたいが、この種の提案も、いっそうの検討にあたいしよう。更にまた、観光事業やその他サービス部門での協力の可能性について、低開発国はもっと注意を向けるべきであろうし、輸出金融や輸出振興の分野にも、国際的な協力体制をひろげる余地が、なおのこされていると云ってよい。

## (d) 計画経済国の地位とその諸政策

17. 近年、計画経済国と低開発国とのあいだの貿易には顕著な増加がみられる。計画経済国からの輸出は主として資本財から成り、同時にそれら諸国は、低開発国からの熱帶産食料や工業製品にとっての成長市場をなしてきた。計画経済国がもつ生産増強・生活水準向上の計画にてらして云うなら、その低開発諸国との貿易が今後急速に増加し多様化する見とおしは、きわめて強い。これは歓迎すべき傾向であり、計画経済国及び低開発国将来の計画や綱領が、両者間の有益な貿易の可能性について、もっと意識的な考慮を払うことが望ましい。

18. 計画経済国からのペラジオ会議参加者等は、東西貿易にたいする現行の制限措置が逐次取除かれるならば、それについて、計画経済国と低開発国との貿易は、いっそう容易になるであろうという考えを述べた。かれらが指摘することによれば、計画経済国はその長期政策として、国際分業をますます多く利用することに決めており、もしも世界のいずれかの部分でかれらの貿易が制限されれば、その度合に応じて、貿易一般の規模が制限されると見なしている。より具体的には、東西貿易にたいする現行の制限措置のうちあるものは、たとえば問題の貿易が第3国商社によって扱われているような場合、低開発国と計画経済国との通商に直接の影響を及ぼす。低開発国貿易にたいするこの種の障害は除去さるべきであり、東西貿易一般を促進することはすべての関係国にとっての利益であるという点については、会議の参加者全員が一致した。その他の利点として、ひいては世界貿易の将来の拡大のためのいっそう多角的な基礎が与えられることになるのである。

19. 計画経済国の通商政策にもなんらかの規準をもうけるという問題が、ここにおいて生じる。計画経済国の貿易は国家独占の形でおこなわれているが、売るにしても買うにしても世界市場価格で取引きするというような一般原則が支配していることも事実である。本会議の理解するところでは、ソ連でも、またその他の計画経済国でも、輸出は世界市場価格でおこない、輸入は異なる供給者間の競争という原理にもとづいておこなうという方針に、今後も変りがないとの確認を得た。しかし、同時に指摘されたことは、計画経済国は、世界の他地域へのその輸出について最惠国待遇を受けていないかぎりにおいては、輸入について完全な無差別方針をとることはできないという点である。本会議のとる立場は、計画経済国が長期計画をたてるにあたっては、それが競争価格で提供されるものであるかぎり、低開発地域からの輸入を

大巾に増加させるよう配慮すべきであるということである。この目的をめざし、計画経済国諸政府は、低開発諸国からの1次産品購入について、時とともに増加するかっこうの一連の量的輸入目標をたてるよう要請るべきである。この種の政策の実現をはかることが世界貿易機構(第35節を見よ)の仕事の1つとなるべきであろう。

20. 計画経済国の場合、その通商組織の型や計画の要請を考慮するなら、異なった経済社会制度の国と同じ貿易手続きを採用することは期待できない。しかし、計画経済国が低開発国とのその貿易を拡大しつつあるかどうかの実績を判定するのには、時を移さず公表される包括的な貿易統計を調べたり、計画経済国の長期貿易協定に反映されたその通商意欲を参照することによって、たやすく答を出しうるはずである。これらの貿易協定は、現に公表されていることもあるし、将来は、相互に同意するなんらかの国際機構に登録するという方法を考えることもできよう。なお、計画経済国の貿易政策を評価するにあたっては、本文書の他の箇所でも勧告してあるが、国際機構の専門家と各国政府とのあいだで、常時の協議をおこなうための機関を設けることが、特に有用であると思われる。

## (e) 國際的な商品にかんする諸問題

21. 低開発国の輸出収入の90%は1次産品によるものであり、低所得国開発目的を成功裡に達成するためには、世界市場で売られる1次産品の価格と数量とに、依然として大きく依存する面が多い。ところが過去10年のあいだに、1次産品にたいする交易条件は、悪化の一途をたどってきた。ペラジオでの一部の意見では、この傾向は1880年代はじめた長期の趨勢の一環をなしていて、2つの世界大戦間に一時的な反撥はあったけれど、この悪化趨勢の根源は、世界経済の1次産品部門と2次製品部門とのあいだに見られる基本的経済要因の異なる発現様式に起因するものと解釈した。交易条件がこのように長期的には悪化するのが不可避であるという考え方には、会議の他の参加者によって疑問とされたけれど、かれらとても、近い将来、さらには相当長期にわたって、国際市場で取引きされる1次産品の供給の増加が、需要増を上回る可能性が強いという点については、意見の一一致を見た。1次産品生産における技術革新の趨勢(たとえば農産物の単位面積あたり収量の急速な改善や、1950年代中頃のコーヒー植付けの急増が現在ようやく生産増となってあらわれてきた事実などによって示されているとおり)は、今後生産がいっそう大きく伸び

るであろうことを示唆している。工業国において食糧自給の程度が増加しつつあること、天然の原料に対する合成代替品が開発されるようになったこと、原料需要にかんして軍事目的対非軍事目的の様相が変化しつつあることなどは、いずれもこれから先、1次産品輸入に対する需要の成長率が減退するであろうことを物語っている。そこで、商品価格がこれ以上大きく低落するために生じるべき悪影響を避けるためには、現在の事態はいくつかの分野における協力一致の行動を要求しているのである。

**22.** 事柄の結末を市場の力のなすままに放っておくのでないとすれば、対抗手段としては2つのことが考えられる。すなわち、(i)需要の増加を刺激する効果をもつ手段と、(ii)供給の成長を制限することによって目的を達する手段とにはかならない。本会議の意見では、低開発国の1次産品にたいする需要を増加させることによって事態を改善しうるならば、そのほうが望ましいと考える。なぜなら、その場合、低開発国の一般的福祉とともに先進国的一般的福祉をも高めうるからである。

**23.** 工業国の成長率は1次産品消費の成長率に強い影響を持つものである。したがって、実全雇用の政策や、そのほか工業部門の生産性成集率を加速化することをねらった政策(たとえば、先進国間の自由交易にたいする現行の障壁を取除くこと、労働力不足地域へ労働力の自由な流動を容易にすること、更には国際収支上の考慮から制限的な国内政策をとるにいたらせるような金融制度を避けること等)は、低開発国の輸出収入を助けることとなろう。しかし、これに加えて更に、先進国の消費量全体のなかでの低開発国製品の分け前を増加させるという緊急の必要がある。そして、その第1歩は、そのためには現在邪魔になっている数多くの人為的な障害を取除くことであるだろう。

**24.** この種の障害のうち典型的なのは、熱帯産品(茶、コーヒー、ココア、バナナ等)に対して課せられている輸入関税と税収目的の高率の国内税である。これらの間接税が国内需要を抑制していると見られるかぎり、それは大巾に削減されるべきであり、ないしは近い将来に全廃さるべきである。ガットもそのために努力しているのだが、その努力をも含め以上の目的を達成するための提案がすべての国の支持を得るであろうことが希望される。

**25.** いっそう重要な利得が、先進国の農業政策の分野における思いきった変革をとおして実現できると思われる。ペラジオ会議においては、そのための調整は、低賃金輸入に直面する古くから既設の2次産業が要求される調整よりも困難であるだろうことを認めたが、西欧や北

米諸国における農業政策が価格支持のそれから所得支持方策の方向へ転換さるべきであるという点については、意見の一一致を見た。これとほとんど同様の問題が、鉱産物の分野、特に石油において存在する。関税や輸入課徴金や量的割当制限などを、逐次減らしてゆくことが重要であるが、これらの措置と並んで、先進国における産業構造を比較優位の方向へ転換させるよう刺激する手段をとるならば、低開発国からの商品の重要な部分にとって市場を拡大する効果をもちうるであろう。なかでも、甘蔗糖、植物性油及びその原料について、以上の点があてはまる。

**26.** 食料やその他原料の加工品にかんし、工業国の中をもっと開放することが、緊急の重要性をもつ。加工産業は低開発国にとってもっとも有効な前進方法の1つをなしているのだ。たとえば植物性油とその原料、あるいは精錬された銅とその原料とのあいだに関税差をもうけることは、いかなる意味においても正当化されえない。工業国が加工品と半成品とのあいだにもうけている差別待遇を糾弾することは、貿易拡大のためのプログラムの主要部分をなすべきである。先進国は、加工品と粗原料とのあいだの関税差を徐々に取除くようなタイムテーブル(第8節で提案されているような)を、みずからに課すべきである。

**27.** もしも1次産品国にとって拡大市場への自由な参与が得られないとか、あるいは1次産品の供給が長期にわたって引続き需要を上回るような傾向をもつ場合には、他の方策に訴えることが必要となる。本会議参加者のなかには、特殊の型の直接援助が必要であろうという見解をとったものがいた。しかし、それだけで足りるであろうかという点については、相当の疑問があったのである。いま1つの方法は、国際的な商品協定をとおして、世界市場に持ちこまれる供給を統御することにより価格を維持するという提案である。もしも供給がそのようにして需要増と歩調が合うよう規制されうるならば、生産過剰と関連してしばしば生ずる破局的な価格低落は、これを回避することができよう。過去においては、いくつかのこの種の計画が失敗している。そして、その失敗の理由は、生産国のすべてをこの計画にもちこむことが不可能であったためか、あるいは参加した国が輸出を制限することには同意しても、同時に生産を統御することができず、そのため余剰在庫が生じてしまったからである。失敗したもう1つの理由は、それぞれの国に過去の世界市場における分け前に応じて割当を与えるような輸出統制協定は、コストの低い生産国がその協定の範囲内では、

その分け前を拡大できない、という難点をもっていたからである。輸出統制の計画は、それが長期にわたって成功するためには、現在および将来可能な生産のすべての供給源を規制しうるのでなければならない。また同じく明らかなことは、この種の協定が輸出割当の配分を周期的に改訂する規定をもつてなければならないという点である。その改訂は、単なる政治的配慮によるのではなく、生産国の相対的能率の変化を反映したところの経済的規準にもとづいて行なわれるのでなければならない。

**28.** 同時にどのような国際的商品協定であれ、それが成功する見込みは、生産国だけでなく消費国との協力を確保することによって、一段と改善されることは明らかである。最近おこなわれたいいくつかの交渉、わけても国際コーヒー協定にかんする交渉などに見られる喜ばしい特徴は、関係商品の生産者としてはなんらの利害関係も持たぬ、というよりはむしろ消費者としてその価格を低くおさえることに関心を持つ西欧諸国が、それにもかかわらず、価格を安定させ、生産者により有利な水準に維持するための努力に進んで協力をしたという点である。消費国がこのように交渉に参画することの副次的利益の1つは、問題商品の目標価格や供給見込みの評価について、いっそう現実的な判断をなしうるという点である。

**29.** 世界市場に売りに出される供給量を効果的に統御するための協定は、同じ国際協力でも、きわめて高度のかつ手のこんだ種類の協力を要することは明らかである。このことがどんな問題をはらむかについては、いかなる幻想もあってはならない。更にまた、ある商品協定が関係商品の価格をきわだって引上げる結果になる（それ以上低落することを阻止する結果になる場合とは区別する）ようなことがあれば、そのために、輸入国において、その商品それじたいなり、あるいは合成代替品なりの生産を刺激することになるかもしれない。そして、合成代替品の場合には、それが恒久的に市場の一部を横取りしてしまう可能性さえある。ペラジオ会議参加者のなかには、この点の考慮が商品協定にたいする決定的な反論となりうると考えたものがあった。しかし、多数意見は、必要な程度の協力が確保できるかぎり、この種の協定を通じて1次産品市場を安定させることには、相当の余地がのこされているというのであった。

**30.** 商品問題の分野においては、各国の政策を整合させる上で、もっと改善の必要がある。すくなくとも低開発諸国はその商品生産の長期計画にかんして定期的に協議をおこなうべきである。歴史的に調べてみると、1次産品価格の急落は、しばしば、他地域での開発を知らず

に行動した生産者が、作付面積や植樹本数や採鉱施設などを過度に拡大させたことの結果であった。戦後急速におこなわれる度数の増した協議の仕組は、この危険を減殺させている。しかし、低開発国は、かれらのあれこれの拡張計画がお互いにどの程度両立しうるかという点を検討する仕事にかんして、もっと真剣に気を配る必要がある。ペラジオ会議参加者のなかには、計画経済国からの参加者も含めて、低開発国の生産計画と計画経済国の国家長期計画とを整合させる制度が樹立されるべきであるという考え方のものもいた。

**31.** いくつかの生産物にかんする市場見とおしの調査が、種々の国際機関により現におこなわれている。この分野では、国連の地域委員会も一役を買っている。これらのことはすべて、商品問題にかんし国際的な規模でより効果的な戦略を打ちだすための好機を提供していると考えられる。このさい目標とすべきは、広い範囲の商品にかんし一貫した一連の政策をつくりあげる上で貿易と経済発展との両問題を関連させ合うという特定の目的のもとに、現に存在する専門家能力を今までよりも効果的に動員するということである。一部の参加者が強調した実際上の困難にもかかわらず、いくつかの異なった商品を一段と大きな計画のなかに含むような包括的な手段を考えることが可能であるという点については、本会議のほとんど全員が一致したところである。このように全体的な視野に立つことの1つの利点は、雑多な統計情報のあれこれを標準的な枠にまとめあげ、分析や見とおし作業の技術を改善しうることのなかにある。従来すでにその効果が実証されてきた現存の施設や機構はそのまま継続されるべきであり、ここで当然生ずべき新しい仕事の責任は、また別の国際機構（第34節を見よ）によって取扱われるべきであろう。

**32.** 商品貿易の収入が変動することは、効果的な経済発展計画にとって大きな障害となっている。この問題にかんしては、限定されたしかし有用な補償措置を提案するものであり、それができるだけ早く実現するよう、ここに強く要請する。要約して云えば、この措置は、締約国が過去3年間平均にくらべて輸出収入が減った分の全部ないしはその大部分を「開発保険基金」から自動的につぐなってもらうように決めようとするものである。つぐないを受けたばあいには、その締約国は、3年以内に「開発保険基金」にたいし返済するという責務を負う。ただし、その間に輸出が元の水準に復帰しないばあいは、そのかぎりではない。この仕組は、国際通貨基金がこの分野で提案している方式とはいちじるしく異なり、

むしろ国連の専門家委員会が提案した方式に類似している。輸出収入が回復したときにだけ返済を求めるこの「開発保険基金」の案は、上下変動の効果を弱めるだけでなく、輸出収入が継続的に下降傾向を示す場合、その衝撃を相殺する援助の役割もはたすであろう。

33. この仕組が、或る程度、経済的動機の正道にさからう内容をもっているものであることは認めざるをえない。その点を緩和する1つの方法は、商品の輸出収入が落ちた場合の補償を全面的にはおこなわず、部分的にだけ考慮するという一案である。一般的に云えば、逆効果を指摘する反論は、たしかに現実的なものではあるけれど、決定的なものということはできない。前記の方式が特に効果的であると思われるのは、それが、輸出収入が回復しない場合に負債を帳消しにすることをゆるすという点にある。この点をうすめるような案は、その価値を失なわせることになってしまうだろう。もちろん、商品輸出収入の変動や長期的減退の問題と取組む方法としては、そのほかにも考えられるのだが、「開発保険基金」の構想は、このさい強く推しすすめることができたい。

#### (f) 世界貿易機構

34. 以上述べてきたさまざまの構想や提案が、現存の貿易機構であるガットにたいして重要な問題提起をなしていること、更にはいくつかの新しい機能の設定を含意していることを、本会議はここに認める。ガットが既開国間の貿易を自由化する上で積みあげてきた業績の価値は疑がうべくもない。この仕事は当然続けらるべきである。しかしながら本会議では、一部の参加者がきわめて重要と見なした他の諸分野でのガットの役割については、意見の一一致をみることができなかった。明らかなことは、「拘束関税」の責務からの免除や、低開発国が相互間で貿易自由化の仕組を設けようとする願望などは、旧来のガットの慣行手続きを超えることがらだという点である。更には、低開発国産物にたいする輸入障壁を時間的制限を設けて取除かせようという提案の実現や、歴史的事情で存在している特恵関係を円滑に取りはずしてゆくための機構を管理する仕事なども、重要な新しい課題を提供するものと云わなければならぬ。

35. 同時に、上記のいくつかの節で明らかにされたとおり、低開発国の要請に焦点をしづるなら、貿易・開発問題に関連して全く新しい特殊の問題群が存在していることは明らかであり、それらは精力的なしかも相互に整合された取扱いを要求している。更には、計画経済国とその他世界とのあいだに、同意された原則のもとに貿

易を常時的なものとして増大させてゆく仕事も、新鮮な国際機構の必要を示唆するいま1つの課題である。本会議は、以上の諸点の内包する論理が新しい世界貿易機構の必要を指し示していると考えた。その役割は、本文書で勧告したものも含めて、主要な政策決定を遂行するのを管理する機関として行動することである。それは、ガットを含めてすでにこの分野で存在している国際機構の仕事を整合させることに一役を買うだけでなく、現在十分にはおこなわれていないいくつかの新しい機能のための責任も負うことになるべきである<sup>3)</sup>。

#### (g) 軍縮の見とおし

36. 国際的緊張の緩和のおかげで資源の軍事目的利用が削減されることになれば、すべての国にとって大きな経済的機会が開かれるだらうことは明らかである。この問題にかんしては、国連やその他の箇所でおこなわれた調査のほかに、もっと突っこんだ研究がなされなければならない。とりあえずのところ、次のような結論をひきだすことができよう。

私企業中心の国も計画経済国も、軍縮をとおして、教育とか住宅のような国内需要でおくれている分野の仕事をとりもどすことができるだけでなく、より多くの資源を経済援助に注ぎこむことができるだらう。軍需がなくなることは、短期的には、いくつかの重要な1次産品市場に不利な影響を与えるかもしれない。しかし、過渡期においては、商品輸出収入の縮減にさいし低開発国工業国からの購買能力を維持させるような手段(たとえば本文書でも提案している「開発保険基金」の構想など)が、低開発国・工業国いずれにとっても有利なはたらきをするであろうと思われる。

軍縮という事態が提供する機会をできるだけ利用するためには、世界全体が本報告で提案しているような貿易振興計画を強化しつつ加速化せねばならぬだらう。どの国であれ、あまりにも援助が貿易を圧倒するようになることを好まないが、そうならないためにも、低開発国ための自助の機会を広げ深めることが必要である。そしてこのことは、工業化された地域への低開発国への輸出を作意的に推進する努力をとおして、もっとも効果的に実現できるのである。

[都留重人訳]

3) クレーヴィス氏の意見では、アメリカや他の西欧諸国がこのような新しい貿易機構の設立に同意することよりも、かれらがその市場を低開発国の1次産品や2次製品にもっと開放することのほうが、より重要な目的と考えられるべきだ、とのことであった。